

住む

今月号では、この「二本松」で幸せに暮らせるよう市が実施しているサポート事業の一部をご紹介します。

あなたを待つ にほんまつ

市では、市内へ定住してもらうため、独自の助成事業を展開しています。

私たちは、住みやすいまち「にほんまつ」であなたをお待ちしています。

01

結婚して二本松市へ

お引っ越しする新婚夫婦へ

敷金、礼金、引っ越し費用助成

新生活を支援するため、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、新たに市内の民間賃貸住宅を借りる新婚夫婦で、次の要件を全て満たす方を対象に、敷金・礼金等を助成します。

支給対象要件

- ・夫婦の所得合算額が400万円未満であること
 - ・婚姻届提出日における夫婦双方の年齢が39歳以下であること
 - ・令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に、市内の民間賃貸住宅の契約を締結し、新婚夫婦の双方または一方が居住していること
 - ・新婚夫婦の双方または一方が、本市に住民登録があり、生活の本拠が本市にあること
 - ※この他、納税要件等あり。
 - ※令和5年3月31日までに申請が必要
- #### 助成対象費用
- ・民間賃貸住宅の賃貸借契約の締結に伴い支払う、敷金と礼金
 - ・運送業者等に支払う引っ越し費用

02

助成金の額

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った助成対象費用の合算額(上限30万円)



祖父母や父母、子どもと一緒に大家族で暮らす方を応援します 多世代同居住宅改修助成金

支給対象者

申請日の1年前から実績報告書の提出日までに、新たに「同居世代」が増加し、三世代以上で同居すること。

- ※同居世代とは、祖父母、父母、子、孫など同居する世代を指します。
 - ※婚姻によって同居者が増える場合は、三世代以上の同居で可。
 - (同居世代の増は問いません。)
 - ※この他、納税要件等あり。
- #### 対象工事

市内業者と契約し施工する、機能の向上を伴う住宅内部の改修(リフォーム)で、次の条件を満たしている工事が対象となります。

- ・工事費用が20万円以上
- ・契約日が令和4年4月1日以降

※太陽光発電の設置やエアコンの設置などの備品購入は補助対象外

03

助成金の額

最大36万円(助成対象工事費用の2分の1の額)

新築住宅・中古住宅を

購入する若者を応援します

移住促進住宅取得奨励金 支給対象者

- ・新たに二本松市に転入される方で、住宅取得契約時に39歳以下で、配偶者または年齢が18歳未満の子を有している方
- ・住宅取得契約が令和3年4月1日以後で、令和4年4月1日以後に住宅を取得する方

【新築住宅取得の場合】

市内業者と契約し建設する新築住宅を取得する方

【中古住宅取得の場合】

建物表示登記後5年以上経過した中古住宅を取得する方

(市内の不動産業者が売り主または仲介する物件に限ります。)

※この他に、納税要件等あり。

助成金の額

最大36万円(助成対象費用の10分の1の額)





04

空き家をリフォームして
定住する方を応援します
空き家改修助成金

新たに二本松市に転入される方で、空き家を改修（リフォーム）し、定住しようとする意志があるなどの要件を満たす方へ助成します。

助成対象工事

- ・工事費が20万円以上で、台所や浴室、トイレ、洗面所、屋根などのリフォーム工事

※空き家の購入・賃貸借契約を締結して1年以内に契約した工事が対象となります。

助成金の額

最大50万円（助成対象工事に要する費用の2分の1に相当する額）

※空き家とは…

市内の住宅で売買契約または賃貸借契約をした日の前日までの3カ月以上、居住その他の使用をしていない状態にあるもの。ただし、賃貸借のための所有・管理をされている貸家等を除く。また空き家の所有者が、3親等以内の親族である場合は助成対象外となります。

05

二本松市に
就職する方を応援します
就職する方を応援します
大卒等定住促進奨励金

大卒者等の定住促進を図り、若い世代の人口減少を抑制することを目的に、大学等を新規に卒業して市内へ定住し、就労する方に奨励金を支給します。

支給対象者

- ・学校教育法に規定する大学、大学院の修士課程、大学院の博士課程、短期大学、専修学校の専門課程および高等専門学校を卒業して1年以内の方

- ・二本松市内の事業所または二本松市内に本店のある市外の事業所に新規で正社員または正職員として雇用され、二本松市内に定住する方（公務員、契約社員、嘱託、パート、アルバイト、臨時雇用者は除きます。）
- ・正規雇用された時点において、奨学金の返済残高がある方
- ・二本松市内に永住の意思を持って居住している方

奨励金の額 最大30万円



06

県外から
移住してくる方を応援します
来てにほんまつ住宅取得
支援事業補助金

支給対象者

- ・二本松市に永住する意思を持って居住する県外在住者（住宅取得の契約日に住所が県外）
- ・住宅の売買契約日から起算して1年前までに世帯員全員が本市に住所を有しない方
- ・補助対象住宅の契約日から1年以内に申請を行う方

※この他に、納税要件等あり。

補助額
最大200万円（補助対象経費の2分の1の額）



◎問い合わせ…

01

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

Fax(22)1547

02

秘書政策課総合政策係移住窓口

☎(24)7120

Fax(22)7023

妊 娠 子 育 て

世代をつなぐ「人づくり」

妊娠期から子育て期までの方々のお役に立てるような、さまざまな取り組みをしています。

01

妊婦さんにやさしい支援

妊婦健診、産後健診、
妊婦歯科検診

妊婦健康診査

出産までの15回分の妊婦健診を助成します。

多胎妊婦健康診査

多胎妊娠をされている方が15回分の妊婦健康診査を超えて妊婦健康診査を受けた場合、5回まで費用を助成します。（妊婦健康診査1回当たり上限5000円）

※申請が必要です。

産後2週間健診（ママ）

産後1カ月健診（ママ）

ママの産後2週間および1カ月健診費用を助成します。

※県内で出産した場合は申請が不要ですが、県外で出産した場合は申請が必要です。

産後1カ月児健診（赤ちゃん）

お子さんが産後1カ月児健康診査を受診した際の費用を助成します。（上限5360円）

※申請が必要です。

妊婦歯科検診

妊娠中は、体調の変化などでむし歯や歯周病が起こりやすいため、妊婦歯科検診1回分の費用を助成します。



02

赤ちゃんが欲しいご夫婦へ
不妊相談会

年に2回、完全予約制による不妊個別相談会を行っています。

助成制度について、「特定不妊治療費助成」と「一般不妊治療費助成」とで制度内容が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

03

出産時の交通費を助成します
出産時交通費助成事業

出産時と退院時の計2回、タクシー利用の助成をします。

助成内容

県内の自宅（里帰り先）等と医療機関までのタクシー料金（実費）を助成します。

※利用時に出産に至らない場合でも、1回の利用とみなします。

※タクシーを利用しなかった場合は、ガソリン給油券（千円×2回分）と引き換えます。

04

赤ちゃんの生まれたご家庭へ
出産祝金支給事業

子どもが生まれたご家庭を支援するため、出産祝金を支給します。

支給額

- ・ 第1子 …… 1万円
- ・ 第2子 …… 5万円
- ・ 第3子以降 …… 10万円

05

産後のママと赤ちゃんのために
産後ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後の母体回復や、育児不安軽減のため、二本松病院および県助産師会と連携して、助産師による産後ケアを行います。

対象者

産後5カ月未満までの母子

※日帰り・宿泊は1日2組まで

ケア内容

母子健康チェック、乳房ケア、授乳相談など

利用日・時間等

	訪問ケア	日帰りケア	宿泊ケア
利用日・時間	月～金曜日 概ね10:00～16:00の間	月～金曜日 10:00～16:00	月～木曜日 10:00～翌日9:30
利用回数	日帰りケアと合わせて 7日以内	訪問ケアと合わせて 7日以内	7泊以内
自己負担金 (1回分)	無料	1000円 (昼食・おやつ付)	3200円 (3食・おやつ付)

※新型コロナウイルス拡大防止のため中止となる場合があります。

申込方法

利用希望日の前日の午後2時30分までに健康増進課に電話で予約してください。

06

スマートフォンで子育て支援
子育て支援アプリ配信

妊娠・出産を支援するいろいろな情報や、子育てに役立つ情報が1つにまとまった便利なアプリ配信をしています。

どんなアプリ？

・妊娠・出産・子育てに関する支援情報
・乳幼児健診や予防接種の情報
・子育てイベント情報など

こんなこともできます！

お子さんの体重や身長、コメントを登録することで、日々の成長日記をスマートフォンで楽しめます。また登録したお子さんに応じた、乳幼児健診や予防接種の時期が自動でプッシュ通知されます。

登録方法

ご利用のスマートフォンで、次のQRコードを読み込んでダウンロードしてください。（市ウェブサイトからもダウンロードできます。）



07

妊娠・出産・
子育てをサポートします
子育て世代
包括支援センター

母子健康手帳の発行、乳幼児の各種相談など、子育て世代の方に対し、保健師、助産師、子育て支援員などが対応します。

場所 安達保健福祉センター内

※安達保健福祉センターでは、平日の午前9時から午後5時まで随時相談ができます。

08

ママさんたちの交流の場
子育て支援センター

センター設置地域	設置場所	問い合わせ
二本松	二本松保健センター2階	☎/Fax (23)0415
安達	認定こども園まゆみぶらす内	☎(24)8347 Fax(24)9075
	認定こども園まゆみ併設	☎(24)6745 Fax(24)6765
岩代	小浜保育所内	☎/Fax (55)2124
東和	とうわこども園内	☎(24)8125 Fax(24)8126

地域の子育て支援情報の収集・提供や、子育て全般に関する相談・支援を行う拠点として、育児相談や親子同士の交流ができる親子教室、運動会など、各種イベントを開催しています。

09

子育て世帯の負担を軽減
第2子以降の保育料を
全額助成(所得要件あり)

子育て世帯を応援する施策の一つとして、第2子以降の保育料を全額助成します。低所得者世帯は、第1子から全額助成対象となります（事業所内保育園は一部助成）。

例えば…

【保育所・認定こども園の場合】

●市民税所得割額57,700円未満の世帯の場合
生計を一緒にする子どものうち、年長順から数えて第2子以降にあたる児童
／保育料全額助成／

●市民税所得割額57,700円以上の世帯の場合
未就学の子どものみを数えて第2子以降にあたる児童
／保育料全額助成／



◎問い合わせ：

01・02・03・05・06
健康増進課保健係

☎(55)5110

Fax(23)1714

04・08

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

Fax(22)1547

07

子育て世代包括支援センター

(MUE)

☎(24)8660

Fax(23)1714

09

子育て支援課保育所幼稚園係

☎(55)5112

Fax(22)1547



働く

市内の事業者を応援します

これから**創業**を考えている方やより良い事業展開を考えている経営者の皆さんに向けて、県内トップクラスの補助制度を用意しています。

01 新たなビジネスに取り組み方へ 新ビジネス展開促進事業 ステップアップ補助

新型コロナウイルス感染拡大の影響により落ち込んだ市内経済の早期回復を図るため、新たなビジネスの展開に取り組むための費用に対して補助します。

補助対象事業等

次の全てを満たす事業

- ・「新分野展開」「業態転換」「事業・業種転換」などの新たなビジネス展開のため、本格的な事業の再構築に必要な取り組みであること
- ・自社または自身の売上を向上させるための事業であること
- ・5月から12月までの間に、原則として6カ月以上継続して事業を行うこと

【補助対象経費の具体例】

- ・物品・機械器具の購入費
- ・店舗等の物件賃借料（光熱水費を除く）
- ※6カ月分の賃借料とし、補助率は2分の1。
- ・物件の改装・改修
- ・車両の改造に係る費用（移動販売車の改造費等）など

【補助対象外経費の具体例】

- ・商品の原材料費
- ・試作品作成材料費
- ・商品仕入代
- ・チェーン店加盟料
- ・ECサイト手数料
- ・取引手数料など

補助限度額 150万円

（補助率…4分の3以内）

補助対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した中小企業者等で、市内に事業所を有し、市の住民基本台帳に記録されている個人および市内に本店の住所の登記がある法人

※本補助対象事業において、国、県等の補助制度により補助金等の交付を受けているまたは受ける見込みがある方は対象外です。

募集期限 10月31日（月）

（受付）午前9時～午後5時

※土日・祝日を除く。



02 人材育成をお手伝いします 事業所等人材育成補助

従業員の資質の向上、能力開発、技術力向上または企業経営に必要な知識の習得のため、事業所等が自ら企画し、講師等を依頼して開催する研修に係る経費の一部を補助します。

補助対象者

市内で事業を1年以上営んでいる事業所

補助額等

研修に要する経費の2分の1以内の額で、限度額は20万円
※複数の事業所が同一の研修を開催する場合の限度額は50万円



03

市内で創業される方必見①
空き店舗等活用事業補助

新たに創業する方が、市内の空き店舗や空き家、空き事務所等に入居する際の改修費および賃借料に対し、その費用の一部を補助します。

補助対象経費	補助率	補助対象者	補助対象期間	補助限度額
店舗等改修費 ・内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気照明等の設置工事等 ・建物と一体となって機能する設備の導入、備品の購入 ※いずれも市内業者を利用する改修または備品購入に限る。	2/3以内	創業者のうち、市内在住(市内に転入予定)の方、または市内に主たる事業所を有する法人	交付決定日から営業開始日まで	200万円
店舗等賃借料 ・賃借店舗等の月額家賃(敷金・礼金等の諸経費を除く。)			営業開始日の属する月の翌月から6カ月間	10万円/月

04

市内で創業される方必見②
融資資金利子補給補助

新たに市内で創業される方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します。

交付期間の各年分の1月1日から12月31日までに支払った額
※限度額は、融資額に係る利率の年2パーセントに相当する額

補助対象者

・対象融資を受けた後、速やかに創業する方、または創業後1年以内に対象融資を受けている方

補助対象融資

・福島県起業家支援保証融資
・(株)日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資
・市内金融機関が実施する前記2つの融資条件に準ずる融資
※対象融資の上限は2千万円
※借換資金としての融資は対象外

05

新たな事業展開を目指す方へ
繁盛店づくり支援事業補助

市内の店舗等で商売を営む方または営もうとする方が行う「新商品開発事業」「販路開拓事業」「経営改善事業」「集客力向上事業」に対し、その費用の一部を補助します。
※市内業者によって施工または、市内業者から購入するものに限り。

る。(ただし、市内業者によって施工または、市内業者から購入することが困難な場合はこの限りではない。)

補助対象事業等

左表のとおり

補助率 2分の1以内

補助限度額 30万円

※申請は年度内1回限り。

補助対象者

中小企業者(個人事業主を含む)で、市内に主たる事業所を有する法人か、市内に事業所を有し市内に在住の方、または、前述に記載のある者を構成員とする任意団体等

補助対象事業	補助対象経費
新商品開発事業 (市内の地域資源を活用したものに限り)	・専門家謝金・旅費 ・研究開発費 ・市場調査費 ・広告宣伝費
販路開拓事業 (自社の製品等の情報を市内外へ発信する事業)	研究開発費を除く上記経費のほか、 ・展示会等出展費 (市外で行われるものに限り、即売を主目的とするものを除く。) ・ホームページ開設費 ・ネットショップ開設費
経営改善事業 (自社の経営状況を改善する事業)	・専門家謝金・旅費 ・経営改善計画策定費 ・モニタリング費 ・経営改善セミナー等参加費
集客力向上事業 (店舗等の集客力を向上させる事業)	・専門家謝金・旅費 ・市場調査費 ・店舗等改装費

募集期間

6月1日(水)～12月28日(水)

午前9時～午後5時

※土日・祝日を除く。

※予算額に達した場合、募集を締め切る場合があります。

※補助対象事業ごとに過去3年以内に補助金の交付を受けた方は、対象外となります。

◎問い合わせ・申請先:

0155

商工課商工振興係

☎(55)5120

Fax (22)8533

老後

高齢者のための福祉サービス

市は、日本一の『健康^幸長寿都市・二本松』を目指して、高齢者の方々がいつまでも元気で生きがいをもって生活できるよう、各種サービスを取りそろえています。生活支援や健康づくりのためにご利用ください。

01 いつまでも健康でいるために 生きがいデイサービス

健康の維持・増進、介護予防の観点から、入浴や給食、日常動作訓練等のサービスを行います。

対象者

介護保険の要介護・要支援状態に至らない65歳以上の方

利用料

1日当たり
1150円～1165円

※施設によって異なります。

利用可能施設

- ・二本松生きがいデイサービスセンター(二本松福祉センター内)
- ・岩代生きがいデイサービスセンター(六角はつらつセンター内)
- ・東和生きがいデイサービスセンター(デイサービスセンター和・なごみ内)

※各施設とも、専用バスで送迎します。

02 一人暮らし等の高齢者を支援① 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、栄養バランスの取れた食事(昼食のみ)を届けながら、安否確認も行います。

対象者

・おおむね65歳以上の一人暮らしの方

・高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯の高齢者

配食期間

月曜日～金曜日

利用料

1食当たり400円

その他

糖尿病食や減塩食、きざみ食等、食事制限がある方にも対応しています。



03 一人暮らし等の高齢者を支援② 緊急通報システム

65歳以上の一人暮らし等の方に、緊急通報装置を貸与します。この貸与に当たっては、あらかじめ緊急時に駆けつけてくれる協力員(3人)の登録が必要です。

04 集いの場を提供します 敬老会

年度内に75歳以上になる方を、地域ごとの敬老会にご招待します。地域の方々のご協力をいただき、楽しい一日をお過ごしいただけます。

05 在宅で介護している方を支援① 介護者激励金

重度の介護を要する方を在宅で介護している方に、激励金を給付します。

対象者

次の全てに該当する方を在宅で6カ月以上介護している方

- ・要介護4または5と認定された65歳以上
- ・寝たきりまたは認知症の状態にある

激励金

在宅期間によって月額5千円の激励金を給付します。
※給付については、年度分まとめで3月に行います。

06 在宅で介護している方を支援② 介護用品給付

一定の基準を満たす要介護者を介護している方へ、紙おむつなどの介護用品給付券(月額3千円)を発行します。

対象者

要介護と認定を受けた65歳以上の常時介護用品を必要とする方を介護している方
※介護保険適用施設入所者や入院中の方は対象となりません。

07

友達と一緒にリフレッシュ 温泉等利用健康増進事業

高齢者の健康増進と閉じこもりの解消などに役立てていただくため、70歳以上（年度中に70歳になる方を含む）の方に、温泉等利用券（5千円分）を送付します。

注意事項

- 利用券の交付を受けた方で次の事項に該当した場合は、利用券を返還してください。
- ・市外に転出したとき
- ・死亡したとき
- ・要介護1以上の認定を受けたとき

※要介護1以上の認定を受けた方には送付していませんが、外出が可能な方は高齢福祉課までお問い合わせください。

※利用券は本人のみ利用できます。利用券裏面記載の留意事項を守ってご利用ください。

※令和3年度で未使用の利用券（茶色）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用を控えた方も多いことから、令和4年度においても使用できるよう利用期間を延長しています。

※令和2年度利用券（青色）は令和4年3月31日で利用期間終了となっています。

08

高齢者等を見守る① ごみ出し支援戸別収集事業

家庭ごみを集積所に出すことが困難な対象世帯を訪問し、戸別にごみを収集します。

対象世帯



次の①～③の全てに該当する世帯で、親族、近隣在住者等からごみ出しの協力が得られない世帯

①要介護・要支援認定者、または、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病が原因による障がい者のみで構成されている世帯

②世帯員のいずれかが、介護保険サービスの訪問介護等、または、障がい福祉サービスの居宅介護等を利用していること。

③世帯員のみでは、ごみ出しができないと認められる世帯

※利用に当たっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等の確認が必要となります。

09

高齢者等を見守る② 見守りQRコード活用事業

認知症高齢者等が外出し、自宅に戻れなくなったり、行方不明、警察等に保護されたりした時に、早期に身元が判明できるように「認知症高齢者等見守りQRコード」を配布しています。

10

高齢者の外出支援① 公共交通運賃無料化事業

75歳以上の高齢者は、「高齢者無料乗車証」を使用することで公共交通を無料で利用できます。

利用可能な公共交通機関

- ・福島交通の路線バス
- ・コミュニティバス（安達・岩代・東和地域）
- ・デマンドタクシー（安達・岩代・東和地域）

・ようたすカー（二本松地域）
無料となる範囲

二本松市内

※市内と市外をまたがる交通機関を利用する場合、市外区間分は有料となります。

利用方法等

事前に「高齢者無料乗車証」の交付申請が必要です。詳細については下記へお問い合わせください。

利用できる方

自宅で生活する認知症高齢者等を介護している家族、親族、支援者

費用 無料



11

高齢者の外出支援② ようたすカー （二本松地域）

65歳以上の方が通院や買い物などに利用できる乗合型タクシーです。利用される際はあらかじめ登録手続きが必要です。

料金 1乗車300円

高齢者の外出支援③ デマンドタクシー （安達・岩代・東和地域）

予約制の乗合型タクシーで、安達・岩代・東和地域にお住まいの方を対象に、それぞれの地域で運行しています。利用の際は、あらかじめ登録手続きが必要です。

料金 1乗車300円



◎問い合わせ：

01～08・10・11

高齢福祉課長寿福祉係

☎（55）5114

Fax（22）1547

09

高齢福祉課包括ケア推進係

☎（23）3600

Fax（62）1033

12

秘書政策課総合政策係

☎（55）5090

Fax（22）7023